

# 宇佐市交流人口拡大のためのスポーツ大会等開催補助金交付要綱

平成23年11月9日

告示第182号

(趣旨)

第1条 宇佐市交流人口拡大のためのスポーツ大会等開催補助金（以下「補助金」という。）の交付については、宇佐市補助金等交付規則（平成17年宇佐市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、スポーツ、福祉、医療、教育、文化等に関する大会、合宿、研修等（以下「大会等」という。）を市内で開催する団体に対し、その大会等の開催に要する経費を補助することにより、本市への大会等開催を誘致し、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助金の額)

第3条 この補助金の交付の対象となる大会等（以下「補助事業」という。）は、本市において実施又は開催され、かつ、参加者が市内に所在する旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項から第4項までに規定する宿泊施設に宿泊する大会等及びその他の市長が適当と認める大会等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) この要綱による補助金を除き、本市から補助金その他これに類する助成を受けて開催する大会等
- (2) 営利を目的として開催される大会等、国、自治体等が実施する大会等、宗教活動又は政治活動を目的として開催される大会等その他市長が適当でないと認めるもの

2 補助金の額は、次の各号に掲げる大会等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正式に定められた実施要項（大会等の主催者、日程、次第、概要等を記載した文書をいう。以下同じ。）に基づき広く参加を募って開催される大会等 別表第1に定める額以内の額
- (2) 前号に掲げるもののほか、主催者等の特定の者に参加対象を限定して開催される大会等 別表第2に定める額以内の額

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類（第1号及び第2号に規定する書類は、前条第2項第1号に規定する大会等に限る。）を添え、大会等の開催日の10日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 大会等の実施要項及び事業計画書
- (2) 大会等の収支予算書
- (3) 宿泊する事実を証明した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。

(変更等の承認)

第7条 補助事業者は、第5条第2項第1号又は第2号に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ補助事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を認めるときは、補助事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(遅延等の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業事故報告書（様式第5号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月30日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容（第7条の承認を受けたときは、当該承認を受けた内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき額が確定した後に支払うものとする。

2 補助金の交付決定を受けた補助事業者が、補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第13条 補助事業者は、補助金の概算払を請求することができる。ただし、概算払できる金額は、

交付決定額の7割以内とする。

2 前項の概算払を受けようとする場合は、概算払申請書（様式第10号）及び概算払請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請及び請求の内容が適正と認めるときは、補助金の概算払をするものとする。

（補助金の精算）

第14条 概算払により補助金の交付を受けた補助事業者は、第11条の規定による額の確定後、速やかに補助金精算書（様式第12号）を市長に提出し、補助金の精算を行わなければならない。

（交付決定取消による補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還及び規則第15条第1項に規定する加算金の納付を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第15条第2項に規定する延滞金を課する。

（関係書類等の整備）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿、書類等を常に整備しておくとともに、当該書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は公示の日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区分	補助金の額
大会等の参加者等の市内宿泊延べ人数 (以下「宿泊延べ人数」という。)が 500 人以上であるとき。	400,000 円
宿泊延べ人数が 400 人以上 500 人未満であるとき。	320,000 円
宿泊延べ人数が 300 人以上 400 人未満であるとき。	240,000 円
宿泊延べ人数が 200 人以上 300 人未満であるとき。	160,000 円
宿泊延べ人数が 100 人以上 200 人未満であるとき。	100,000 円
宿泊延べ人数が 50 人以上 100 人未満であるとき。	60,000 円
宿泊延べ人数が 20 人以上 50 人未満であるとき。	40,000 円

別表 2 (第 3 条関係)

区分	補助金の額
大会等の参加者等の市内宿泊延べ人数 (以下「宿泊延べ人数」という。)が 1,000 人以上であるとき。	500,000 円
宿泊延べ人数が 900 人以上 1,000 人未満であるとき。	450,000 円
宿泊延べ人数が 800 人以上 900 人未満であるとき。	400,000 円
宿泊延べ人数が 700 人以上 800 人未満であるとき。	350,000 円
宿泊延べ人数が 600 人以上 700 人未満であるとき。	300,000 円
宿泊延べ人数が 500 人以上 600 人未満であるとき。	250,000 円
宿泊延べ人数が 400 人以上 500 人未満であるとき。	200,000 円
宿泊延べ人数が 300 人以上 400 人未満であるとき。	180,000 円
宿泊延べ人数が 200 人以上 300 人未満であるとき。	120,000 円
宿泊延べ人数が 100 人以上 200 人未満であるとき。	70,000 円
宿泊延べ人数が 50 人以上 100 人未満であるとき。	40,000 円
宿泊延べ人数が 20 人以上 50 人未満であるとき。	30,000 円
宿泊延べ人数が 15 人以上 20 人未満であるとき。	10,000 円